公益財団法人山形大学産業研究所

賛助会員に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人山形大学産業研究所（以下「産研」という。）の定款

第４４条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

（賛助会員）

第２条　産研の主旨に賛同する団体、法人又は個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

（入会手続き）

第３条　賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出するものとする。

（入会金）

第４条　賛助会員として承認を受けた者は、入会金を納付するものとし、その額は賛助会員の種別に応じて次のとおりとする。

（１）団体又は法人　　１万円

（２）個人　　２千円

（会費）

第５条　賛助会員は、毎年年会費を納付するものとし、その額は賛助会員の種別に応じて次のとおりとする。

（１）団体又は法人　　１口１万円に申込口数を乗じて得た額

（２）個人　　１口２千円に申込口数を乗じて得た額

２　事業年度の途中で入会した場合で、当該年度の終了まで６か月に満たない賛助会員の

会費は、前項で定める年会費の半額とする。

（会費の使途）

第６条　第４条の入会金及び前条の会費は、毎事業年度における合計額の５０％を公益目的事業費に充て、５０％を管理費に充てるものとする。

（退会）

第７条　賛助会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

２　前項の場合、納付済みの会費は返還しないものとする。

（改正）

第８条　この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附　則

この規程は、公益財団法人山形大学産業研究所の設立の登記の日から施行する。